

平成31年度 長崎支部保険料率は10.24%（平成30年度比+0.04%）の見込み

		全国	長崎支部
共通料率(A + B - C)		4.82 %	4.82 %
A. 第2号都道府県単位保険料率		3.99 %	
B. 第3号都道府県単位保険料率		0.89 %	
C. 収入等の率		0.06 %	
第1号都道府県単位保険料率(a)		5.18 %	6.35 %
調整(b)	年齢調整		▲0.13 %
	所得調整		▲0.73 %
医療給付費についての調整後の保険料率(a+b)			5.49 %
所要保険料率(a+b+4.82)			10.31 %
激変緩和措置後(精算等除く)(c)			10.26 %
激変緩和措置後(精算等含む)(c+α)			10.24 %
計		10.00 %	10.24 %

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.46%)、前期高齢者納付金等(3.53%)、保健事業費等(0.89%)、その他収入(▲0.06%)に係る合計の保険料率(4.82%)を加算したものである。

(注)・保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の8.6となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.82%を加算したものである。

(注)・保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。